

マイナンバー離脱訴訟意見陳述書

2016年3月10日

坊 真彦

2013年5月24日に第2次安倍政権の下で、所謂「マイナンバー法」が成立し、2016年1月からその運用が開始されています。当初は税や社会保障・災害分野においてのみ利用されるという趣旨でした。しかし、その運用が開始される3ヶ月前の2015年9月に、利用の範囲を健康保険証や印鑑証明書、国家公務員の身分証明書、さらにはキャッシュカードやクレジットカード、ポイントカードそして預金通帳にまで拡大する「マイナンバー法改正案」が成立したことにより、私はマイナンバー制が運用される上で発生する極めて重大な危険性をますます意識するようになりました。

そもそも、運用が始まる前に「改正案」が出てくるとするのはまさに詐欺的手法と言わなければなりません。まずはハードルの低い法案を通してこじ開けておいて、後から「改正案」でこじ開けた穴を押し広げて行くわけですから、この先どこまで利用範囲が拡大されるか疑念を禁じ得ませんでした。将来的には個人カードの常時携帯を義務化する気配も報じられています。たとえ義務化されないとしても、個人の意志に関わらず個人カードを所持しないと生活できない環境になるまで拡大されないかという怖れも感じています。

一枚のカードに載せられる個人情報とどこまで拡大していくのかという不安とともに、カードに載せられた個人情報が漏洩するのではないかと不安も感じています。周知のように2015年6月には、日本年金機構から125万件に上る基礎年金番号付きの個人情報が漏洩するという事態が発生しています。官だけの情報管理でさえこの状態なのですから、民もマイナンバーの個人情報管理に関わることとなれば、漏えいの危険性はより一層高まることになります。先般、ベネッセ等での情報漏洩があったことが何よりの証左ではありませんか。

ひとたび個人情報の漏洩が起こってしまうと、既に導入されている米国や韓国でも発生しているように、日本でも成りすまし等による被害が発生する危険性があります。例えば、私の個人情報を知り得ただれかが私に成りすまして、多額の債務を作って私に不利益を及ぼすかもしれないということです。しかもこのマイナンバーは、基本的に一生不変ですので、生涯を通じて不利益を被ることにもなりかねません。預貯金通帳の暗証番号ですら、漏洩することを危惧して、定期的に変更することを金融機関は勧めているのに。

東京オリンピックが開催される2020年までには、顔認証システムも含めて多くの個人情報が1枚のカードに載せられることとなります。その個人情報を国や行政機関が一元的に管理することにより、例えば公安などの警察機関が個人情報を収集して、私たち国民の行動や思想信条まで監視する社会になりかねない

危険が高いと言わざるを得ません。2017年1月からスタートするマイナポータルでは、自分の個人情報にどの行政機関がアクセスし、個人情報のどのような利用の仕方をしたかを知ることができるそうです。しかし一方でそれは、「公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼす恐れ」がある場合、という「行政機関個人情報保護法」第14条により、警察や公安による個人情報の利用状況については一切明らかにされないとのことであり、これでは究極の監視社会を招いてしまうこととなります。もちろんそれは秘密裏に監視するわけですから、監視していることを問い詰めても「監視している」などと警察や公安が白状するわけがありません。結果として私たち国民は、たとえ警察や公安が「監視していない」と言ったとしても、「ひょっとして監視されてるのではないか」との疑念を持つことにより行動を自粛してしまうことで、表現や言論の自由が妨げられる、まさに戦前や戦中と同様の社会が復活しかねません。本来は国家が国民を監視するのではなく、国民が国家を監視するべきであることが、私たちが歴史から得た教訓ではありませんか。

私は高校の教師をしておりました。私の家の近所にあるホームセンターに、かつての生徒が勤めています。先日そのホームセンターに買物に行った際、かつての生徒と店内で顔を合せました。私がマイナンバー離脱訴訟の原告団に加わっていることを知っている彼女は私の顔を見るなり、マイナンバー制度にとっても不安を感じていることと、会社側から求められたらマイナンバーを提示する義務があるのだろうかと問いかけてきました。その会社に労働組合があるのなら、団結して組織的な取り組みが出来ますが、残念ながらその会社には労働組合はありません。それでも彼女には法的な提出義務がないことを伝えましたが、解雇をちらつかせて就業規則をたてに提出を強いる誤った事例がある中、場合によってはそれでも提出を拒否するかもしれない彼女を孤立させてしまわないか、私のほうもいくらかの危惧を感じた次第です。

本来、個人情報を明らかにするか否かの判断は本人に委ねられていなければなりません。にもかかわらず強制的に個人情報が第三者に管理されることによりその権利が侵害される世の中が出現する恐れが存在することは、個人の生命・自由及び幸福追求に対する国民の権利を尊重するとして憲法第13条に違反すると言わざるを得ません。

ここまで述べてまいりましたように、私は現在運用が始まっているマイナンバー制度の成り立ちから運用・将来予想される運用拡大に対して強い憤りを感じており、訴訟を提起しなければならないと決意した次第です。

以上により一、個人情報が漏洩することにより不利益を被りかねないこと、一、マイナンバーの利用が究極の監視社会の出現につながりかねないこと、一、憲法に違反し、個人情報を自分でコントロールする権利が侵害されかねないこと、これらの理由によりマイナンバー制度からの離脱を強く求めます。